

（第一類 第五号）

第四十六回国会
衆議院

大蔵委員會議録 第四十七号

(三三三)

昭和三十一年六月二日（火曜日）
午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 山中 貞則君
理事金子 一平君 理事藤井 勝志君
理事坊 秀男君 理事吉田 重延君
理事有馬 輝武君 理事堀 昌雄君
理事武藤 山治君

伊東 正義君 大泉 寛三君
大久保武雄君 奥野 誠亮君
押谷 富三君 木村 剛輔君
木村武千代君 小山 省二君
島村 一郎君 砂田 重民君
田澤 吉郎君 谷川 和徳君
福田 繁芳君 渡辺美智雄君
下田 政己君 小松 幹君
佐藤觀次郎君 田中 武夫君
只松 祐治君 日野 吉夫君
平林 剛君 春日 一幸君

出席政府委員

大蔵政務次官 額 彌三君
大蔵事務官 遠藤 胖君
大蔵事務官 日本専売公社 監理官 長

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

旧海軍文官の国庫返納退職金手更訂支給に関する請願（谷垣專一君紹介）（第四二七号）

公衆浴場業に対する所得税、法人税及び相続税減免に関する請願（唐澤俊樹君紹介）（第四二七号）

税務職員の特遇改善に関する請願外二件（有馬輝武君紹介）（第四二六五号）

国税庁職員に対する年次休暇の不当な制限中止に関する請願（有馬輝武君紹介）（第四二六六号）

税務職員の不当配転反対に関する請願（有馬輝武君紹介）（第四二六七号）

同外二件（堂森芳夫君紹介）（第四二六八号）

入場税撤廃並びに労務、労働に対する不当課税の取消し等に関する請願（伊藤卯四郎君紹介）（第四二九一号）

同（松本七郎君紹介）（第四二九二号）

は本委員会に付託された。

本日、の會議に付した案件

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一二四号）

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一二七号）

公認会計士特例試験等に関する法律案（内閣提出第一五五号）

税理士法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五七号）

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（安宅常彦君外九名提出、衆法第五号）

○山中委員長 これより會議を開きます。

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律案、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、公認会計士特例試験等に関する法律案、税理士法の一部を改正する法律案及び安宅常彦君外九名提出の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。一部政己君。

○ト部委員 きょうはきわめて時間が制約されておりますので、簡単に質問をいたしたいと思います。

そこでまず第一点であります。一九三三年の十七回ILO総会で採択されましたところの一連の条約の中で、特に三十五号条約というものは、この共済の審議にあたりまして、十分に論議をする必要があり、このように考えるわけであり、したがって、この条約に對しては、いまだに十分な見解を持たれておるかを質問をいたしたいと思います。

○平井（通）政府委員 ちょっと調査する点がございまして、時間をちょうだいしたいと思います。

○ト部委員 では調査をするというところでございまして、追っかけ一緒に調査をしていただきたいのですが、三十五号条約の問題をいま調査中なんですから、おそらく第十号の問題なんかについても同じあれだと思ひます。その点につきまして、項目別にひとつ具

體的に述べていただきたい、このようにまた質問をしたいと思います。

○平井（通）政府委員 その点もあわせて調査して御答弁いたします。

○ト部委員 その調査というのは、いまだできるわけでしょうか。そうじゃないですか。

○平井（通）政府委員 暫時お待ちいただければ……。

○ト部委員 前に進んでもいいと思ひますが、やはりその関連がずっと続いておられますので、私のほうの質問も一応答弁を待つてという事になります。

——答弁によつて次に進めていきたいと思つておるわけですが、こういふことが書いてあるわけですが、十条の中には三項として「保険機関の基金及國の保険基金は、公の基金より分離して管理せらるべし」それから四番目としては「被保険者の代表者は、國內の法令又は規則に依り定めらるる条件に従ひ、保険機関の管理に参加すべく、又右の法令又は規則は、使用者及公の機関の代表者の参加に關し定むることを得。」こういうことがあるのです。「を得」ということです。というものは、「自治の保険機関は、公の機関の管理上及財政上の監督の下に在るべし。」こういうのがあるわけですが、その点で3と4の間の問題をどのように日本政府としては理解をしているのか、この点をまず明らかにしていかないと、これは社会保障制度全般の問題、國際的な社会保障の立場からなされた場合の日本の立ちおくれ、こういうものを指摘せざるを得ないわけですが、その点でまず政府の見解を開きたい、こういうふうにして思つております。

○平井（通）政府委員 ただいまの条約は社会保障制度全般に関する問題でございまして、私も答弁申し上げるのが適當かどうか疑問があるわけですが、限られた共済組合の立場において御答弁を申し上げますならば、現在の制度のもとにおきましても被保険者の代表者がこれに参画する道については、これを開いておるわけがございまして、これは共済組合法それぞれのためで見て若干の差異はございしますが、あるいは各組合の運営審議会の委員として職員代表を選出する、あるいは組合会という組織によつて表決機関に参加するとか。いろいろの差はございしますが、何らかの意味において職員の意思が反映し、参画できるような措置をとつていくという事については各共済組合について共通的なものでございします。

○ト部委員 問題はやはりそこら辺にあると思うのですが、いま給与課長は労働者の代表を参画せしめ得る云々というものがあつたわけでありまして、また参画していただけたらいいということもあるわけですが、この問題はあとから私は論議を深めていきたいと思います。必ずしも私はこの条約に定められておる通りに明確ではないし、またその趣旨に従つたものではない。なぜならば各郵政なり、電通等におけるところの各共済組合の審議会にいたしましても、いわゆるその代表というものが

第一類第五号

大蔵委員會議録第四十七号 昭和三十一年六月二日

過半数に達していない。今度の提案されております共済の負担率の引き上げの場合にいたしまして、三回くらの審議を行なつておりながら云々というところで強引に引き上げをやつておるというのが現実の姿であります。そういうことからいたしまして、いまの御答弁そのものは、決してこの条約に適用されるような、しかもその趣旨が十分生かされたものではない、このように考へております。

そこでもう一つ質問をいたしたいのは、いまの四項の中でもはつきりしておりますのは、保険機関の管理には被保険者の代表は必ずこれは参加せなければならぬ。しかしながら使用者並びに公の機関の代表は参加することもできるのだ、「得」というのですから、できるのだというのでありまして、あくまでもその組合の、さらに法人格を有しておるところの組合、いわゆる労働者だと思ひますが、被保険者というかつこうになりますか、この方々の発言力が十分に反映されなくてはならないという意味をこの条約は言つておるわけです。いま給与課長は、ただ先ほど申し上げたように云々された中に出てまいりましたけれども、そういう機関も設けておる、こういうことを言つておりますけれども、この点については、では条約に基づいて社会保険全般と言ひますけれども、共済組合もその中に含まれるわけですから、その問題をののけることのないようにひとつこの代表者の問題についても十分考慮する意見があるかどうか、この過半数に達するように、そういうふうな改正をする意思があるかどうかをお伺ひしたいと思ひます。

○平井(通)政府委員 当該条約を批准しているかどうかちよつと私よく存じませんが、たぶん批准してないのではないかと思ひます。ただ条約のものの考え方自体は、國際的な考え方としてひとつのあるべき考え方を示しておるのであるとは思ひますけれども、わが國の現状におきまして、社会保険全般についてそうであらうと思ひます。被保険者が過半数を占めるような管理団体としての現在のわが國の管理団体として適當であるかどうか、これらの点について相當議論のあるところであらうと思ひます。したがつて直ちに過半数を占めるような体制に切りかえるという点については問題があるかと存するわけでございます。もちろん今後の条約批准その他との関連を待ちましてさらに検討を進めることにいたしたいと思ひます。

○ト部委員 先ほどもちよつと触れましたけれども、社会保険の基金は労働者のものだということがこの条約では明確になつておるわけですね。そこで使用者の拠出金、これは間接的な労働者への支払いという形になります。この点については間接的といつても直接的には賃金という形にも相なるうかと思ひますが、そのように解釈すべきだということでこれは明確にされておるところであります。そこで日本政府がこれを批准をしないから、この管理をさらに労働者が過半数に達する案の中でやることはたして妥當かどうかというところ、いまの問題があると思ふのであります。私は先ほど申し上げました、共済組合でいへば保険料が労使折半だから半数の発言を与えるという理屈でもって運営審議会な

んかにおきまして過半数以下の議席を労働者に与えている程度であります。そして先ほども申し上げたように、強引にこの問題を強行採決してこの負担率の引き上げを行なうとしておるわけでありまして。

ひとつ事務次官にお伺ひしたいと思ひますけれども、この三十五号条約というものがあるかどうか、同時にこのような國際的な、これは先進資本主義國家、こういう中におきましてこれを順奉するという形がとられておるわけでありまして、そういう面ではいま給与課長が言われたように、これを適用するかどうかは問題があるという、こういう発言でございましたけれども、責任者として三十五号条約に対するいわゆる見解、さらに今後の問題等についてどのように取り組まれようとするのか、この点を政務次官からひとつはつきりとお伺ひをいたしたいと思ひます。

○總務政府委員 実はこの問題につきましても私十分検討しております。が、いまト部委員の御質問、また政府委員の答弁等から考えまして、一応この問題はまだ批准はされておられません。これを批准するかいなかは御承知のように厚生省の問題であらうと思ひます。大体先進國においてそういうことが論ぜられておるのでございます。が、今後社会保障の問題、あるいは共済組合の問題等につきましても、わが國もようやく手をつけて最近いろいろの施策を行なつて今日に至つておるようなわけでございますので、今後とも十分私は検討しつつ世界の情勢にもマッチしたような方向をとつていくべきものであらうというふうに考へてお

りますが、一応やはりこの批准をされたいから検討をしなければならぬ問題じゃないか、こういうふうに私としては考へております。

○ト部委員 そういたしますと三十五号条約、これを批准をする、このために努力をするのだ、この点で確認をしようと思ひます。

○總務政府委員 先ほども申し上げましたように、一応厚生省の所管の問題でございますが、やはり一応政府としてはこの問題としては検討をしいかなければならぬと思ひますから、これを批准すべきかどうかということをお願いいたします。

○ト部委員 厚生省所管だ云々という御答弁があります。おそらく給与課長あたりが横からそういうふうに入れ知恵をされておるのでありますが、しかし現実には財政投融資の中に、このあと私申し上げたいと思ひますが、全部入つていくのじやありませんか。現実には大蔵省が押えておるのじやありませんか。その中で主務省が批准をする云々、こういう問題でありまして私の答弁の云々ということをお聞かせいただけます。私ははつきり申し上げたいのは、その意見があるかどうかです。先進國家なんですか。それで、先ほどもこの点を、政務次官が検討いたします。この点、検討はもちろんです。が、それに向かつて誠意を示して、先進國家ということをお池田総理も言つておるのですから、それに即応できるような態勢を、やはりいまILO八十七号の問題とも関連をしておりますが、これを実行するために努力

をするくらいことは、私は言つていいと思うのですがね。ひとつ給与課長のほうからでも……政務次官ですけれども、給与課長が入れ知恵をしてい

るものですかね……

○總務政府委員 私も入れ知恵でもしていただかないとなかなかあれなんです。が、実は大蔵省ががんばつておるとおつしやつていますけれども、一応これは財政的な立場から考へておるわけでございますが、やはりこれは仕事自体としてまいりますと主務省で扱うべき問題でございますから、そこでどういふ形をとるかによつて資金の問題については大いにひとつ大蔵省としても考へていこう、こういう意味合

いにおいて、私は即答を申しかねるということを言つた、その辺でひとつ御了解を……。
○ト部委員 その辺も何辺も……。とまあ給与課長が一番初めに答弁の中に申されておりますように、現在ILO三十五号条約があつたについても、これをすぐ日本の國に適用する、このことについてはかなり問題があるところでございます。云々ということをお聞かされておるのですから、そのことが言われるくらいだったらILO三十五号の批准が厚生省所管だなどということには相ならない、こういうことで總務政務次官、ひとつもう少し明快な御答弁をお願いしたい。

弁に反論を加えていきたいと思ひます。ひとつ出していただきたいと思ひます。——では時間がほんとうにありませんから、私のほうから申し上げていきたいと思ひます。

保険のあれは省略いたしますが、健康保険、日雇い、厚生、船員、労働者災害、失業保険、国民年金、この各保険についてでありますけれども、まず制度別に分けていまのような状態であ

りまして、収入合計のほうから申し上げますと、健康保険のほうがこれは何ぼになりますか、健康保険が二千百八億四千、こうなっておりますね。日雇いのほうが十五億四万七千。厚生年金のほうが二千四百五十六億、あとの端数は省略いたします。それから船員のほうは百六十三億、あとの数字は省略、これも億までとめます。災害が千九百億ですか。それから失業のほう

が千四百六十九億、国民年金のほう
が九百二十八億、こういうかっこう
になっております。健康保険のほうを
年度末の流動資産残高を見ますと三
百二十四億、こういうかっこうであ
ります。厚生年金のごときにおきま
しては一兆千二百億、こういうかこ

ります。船員のほうにおきましては三百億、災害におきましては四百億、失業のほうにおきましては千四百二十三億、こういうようにべらぼうな金が残っておるわけであります。その残った金がかどいくのかということを額領政務次官にお伺いいたします。

○額領政府委員 私実はその辺については、まことに不勉強でございます。いま、主計部から御質問になります。

した数字等につきましては、詳しいことを承知はいたしておりませんが、保

險制度にいたしますと、やはり積み立てその他の金の将来に使うというふうな関係で操作をしなければならぬというふうな問題もあるかと思ひますし、いまここでそれだけの金があるからという事で、それを直ちに全部使い果たすというわけにもいかぬのじゃないかというふうにも考えるわけでございます。それらの点につきましては、主管の給与課長から詳しく御説明を申し上げさせていただきますと思ひます。

○平井(通)政府委員 年度末の積み立て金が非常に巨額に上っている、それらの金はどういうふうに使われるのかという御質問と存じますが、まずこの中でいけば一年ごとの勝負をつけてまいります短期の健康保険グループ、こういうグループと、それから長期の年金グループに分けて考える必要があるかと思ひます。

短期の健康保険グループにおきましては、これは毎年度一応歳入歳出のバランスをとって、その結果出てきたものの若干を将来の予期せざる事情に充てるための法定準備金という形で残していく、こういうたてまえのものであるかと存じます。したがって、これらのものは、先生御指摘の数字から明らかに、毎年度収入、支出と比べてそう大きな数字には上っていないわけでございます。中には繰り越しの赤字を持つていくというふうなケースもあるわけでございます。逆に長期の場合でございますが、これは御承知のように、厚生年金の場合とあるいは共済組合の場合では、保険の方式が違つておりまして、前者の場合は修正賦課方式をとっておりますし、後

者の場合は平準保険料方式をとっておりますから、若干積み立て金の発生したその他の他には差はございますが、基本的な考え方としては、長い目で見て必要となる長期の年金なりあるいは退職一時金の給付に必要な財源を積み立てていく、そういう形になっているわけでございます。これが最終的なバランスした状態になれば、掛け金負担金並びに積み立て金の運用利息をもつて当該年度に発生すべき保険金なりその他の必要な費用をまかなつていく、こういうふうになるわけでございます。

ですが、制度がスタートしてから二、三十年の間は、むしろ積み立て金が漸次ふえていく、そういうふうになるべき性格のものでございます。したがって、厚生年金の場合に一兆一千二百億という巨額の積み立て金がある、これはどうなるのかという御質問でございますが、これは現在のようにまだほとんど給付義務が発生しておらないという状況においては、当然この程度の金額が残つてくるわけでございます。長い目で見ていくならば、そういう形の、平準化された形において、保険財政がバランスしていくというふうな制度上当然設けられていく積み立て金ということになるわけでございます。共済組合の場合におきましては、この修正賦課方式にさらに一歩を進めまして、平準保険料方式をとっております関係もございまして、その積み立ての過程におきましては、積み立て金の発生と年間の費用とのバランスは一そう大きな差を生ずるような形になっているわけでございます。したがって、これらの金は何に使われるのかということになれば、当然それは

保険財政の見地から保険に必要な費用に充てられる性質のものであるということに言えるかと思ひます。

○ト部委員 私はまだ長期給付のほうに入つていないのに、給与課長は親切にそこら辺まで言つてくれましたが、それはあとから申し上げることになります。前段の場合におきまして、赤字が云々というふうなことをおっしゃいました。これにつきましては、日曜日の健康だけが当てはまると思ひます。厚生年金に至りましては、三十一年度におきまして一千九百億、さらに三十六年度では五千六百四十八億、そうして三十九年度にはいま出ておりますように、一兆一千二百四億、こういうふうな激増ぶりを示しております。でありますから、四十四年におきましては、これは率直に言うならば、四兆にならうというふうな保険係数の問題が出てまいります。こういうことが言われているわけでありまして、でありますから、こういうふうな金がある、こに入つていくか、何に使われるかは、被保険者に対する還元とか一時退職金とか、いろいろな問題が出されましたが、ただ単にそういうふうなものでなくて、明らかに社会資本の充実に、さらには産業基盤の拡大などといつて、この方向に金が使われていることについては、これは明白な事実です。全然使つていないということでありましたならば、少なくともその内容の財政投融資の問題は——その保険事業といふものは、いわゆる組合の委員会、連合会でもいいのですが、そういう形の中で運営されるのが至当ではありませんか。そういう点について明快な回答がなくて、何かぼかしたような

ことが出ておりますが、それでは私は納得ができませんのであります。

○平井(通)政府委員 先ほどの先生の御質問の趣旨を若干取り違えておりまして、目的としてこういう金が何のために積み立てられているかという趣旨と理解してお答え申し上げたわけでございますが、このような積み立て金を、そういう将来の給付のために積み立てていく過程において何に運用しているのかという問題でお答えを申し上げます。ならば、こういった長期的な資金については、先ほど先生が御説明なされましたように、いわば社会資本の充実あるいはその他文教施設、中小企業金融あるいは農林漁業等の面に向けられるというふうな形で資金運用部を通じて運用されているものもございまして、また共済組合等の場合におきましては、資金運用部への預託を、国の場合でございますと、積み立て金増加額の三分の一程度という形でやっておりますが、その他につきましては、いわば資金の効率的な運用を考へる反面、組合員の福祉に充てる資金にも相当程度回していることは前回御説明申し上げたとおりでございます。また公共企業体あるいは地方公務員共済組合等においては、地方債の引き受けであるとか、それぞれ公社等の繰越債の引き受け等にも回されているのは事実でございます。

○ト部委員 まだ論議を深めていかなければなりませんが、私の持ち時間がまいりましたので、あすは大臣も来られるというところでございまして、その中でひとつみっちりやらしていただくことを私は申し上げます、本日の私の質問を終わりたいと思ひます。

○山中委員長 平林剛君。

○平林委員 委員長並びに同僚委員の御了承を得まして、私は専売公社の總裁に主として仲裁裁定に関する質問をいたしたいと思ひます。

御承知のように、公労協など三公社五現業関係労組の賃金改定要求に関する仲裁委員会の裁定は、五月十九日、労使双方に行なわれました。専売公社の労使に対しても、この四月一日以降基準内賃金の六・五%相当額の原資をもつて引き上げること、これを主文とする裁定がございましたが、専売公社の總裁の御感想をまず私はお伺いしたいと思ひます。

○阪田説明員 ただいまお尋ねがございました仲裁裁定の問題でございますが、これにつきましては御承知のように昨年から専売の組合のほうから要求が提出されておりました、その後団交を重ねておりましたが、これが不調になり、その後調停を申請いたしましたわけでございますが、これも成立いたしませんで、仲裁というところで裁定が出たわけでございます。裁定の内容につきましては、私どものほうもいろいろと一応の説明を伺つたわけでございますが、これは申し上げるまでもありませんが、公労法に定められたやり方によりまして仲裁が出ました以上は、これは昨年来続いております賃金の問題につきまして最終的な決定がなされたというふうになるわけでありまして、私どももいたしましてはこれを実施してまいりたい、こういう所存でおるわけでございます。

○平林委員 きょう問題としておる仲裁裁定に至るまでの経緯を振り返つて検討してみますと、今次の賃金改定の

紛争の主要点は、組合の賃金の引き上げ要求に対して公社の回答が、初任給六百円引き上げとこれに伴う若干の調整だけであつたこと、認めない、こういふところからの対立として出発をいたしました。えんえん三カ月、九十日間もかかって労使双方に相当の犠牲があつたと思つたのでございます。この主たる原因には、第一に専売公社の当事者能力がなかつた、あるいは当事者能力に欠けるところがあつた。第二には公共企業体における労使の紛争の解決にあつた公共企業体等労働委員会は、その紛争解決にあつた存在価値を疑はれたといふこと、つまり例の四月十七日のストライキにつきましても、実際は総評の太田議長と池田総理大臣とのいわゆるトップ会議によつて回避されたといふこと、この間、仲裁機関たる労働委員会は何ら積極的な動きがなかつたといふ点を指摘することもできると思ふのであります。また池田総理大臣と太田総評議長とのトップ会議では、民間賃金との格差是正に努力をするとの約束がありまして、この線に沿つて紛争の解決が行なわれると期待されておつたのであります。裁定の内容を分析すると、そこに新たな紛争と重大な異論の生じたことなど、なお検討すべき余地が私は残されておると思ふのであります。こういうふうに、私はこの仲裁裁定をながめまして、経過を顧みて多くの感想を持つわけでありまして、公共企業体の専売公社の経営に当たる総裁といはしまして、労使間における情勢あるいはその紛争の経過を振り返つてその正しい把握をするといふことは将来の運営にあたつて重要な要素となると私は思ふのであります。

す。もう一度、私が申し上げました二、三の感想でございまして、責任者としてこれらについて御見解がございましたらお示しをいただきたいと思ひます。

○阪田説明員 専売公社のこういう紛争に対処するにあたりましての当事者能力の問題でありまして、公労委の問題その他につきまして、いろいろ御質問があつたわけでございますが、申すまでもありませんが、私もそういった問題は、現在の専売公社法なり公労法あるいは予算というふうなものがあると思ひますが、そういうふうないろいろな制約のものでやはり公社の経営に当たつておられます当事者としまして、最善を尽くして労働組合と交渉し、またお互いに話をし解決を求めよう、こういう努力を怠らないといふつもりで従来からやっておるわけであつた。ただ今回のような非常に大きなベースアップの要求というふうなものになりますと、これは初めから御承知のように国会で認められておりまして、予算の枠内ではどうして処理できないような問題にもなつてまいりわけでありまして、そういう意味におきまして、公社が当事者能力がないと申しますか、公社限りでは解決できない問題が出てまいりますことは当然のこととであります。しかし一般の公社のこゝろにたつたような問題になりませんといふ話もございまして、そういう話もございまして、公労委の労働条件その他に關します各般の問題につきましては、そのつど交渉によりまして解決しておる、あるいは公労委段階にまいりまして調停その他の段階で解決しておるものも多数あるわけでありまして、現在公社あるいは公労委の能力とかやり方あるいは制度そのもののあり方につきましてもいろいろ世でも論議がされておることは私もよく承知しておりますが、さういふ点につきましては、さういふような公の場で十分なる検討がなされて、実際に即した改正がなされることにももちろん私も望ましいとは思ひますが、現在の法規その他の制度の範囲内におきまして最善を尽くして労使間の問題の解決に当たつていくという気持ちでおるわけでございます。

○平林委員 池田総理大臣と太田総評議長とのいわゆるトップ会議におきまして、民間賃金との格差是正に努力をするという約束は、専売公社としても政府の最高責任者としての総理大臣の政治的解決に協力をする、こういう立場が必要であつたと思ふのであります。専売公社としては、この政府の最高責任者である池田総理大臣の政治的解決の方向についてどういふふうな受け取り、またこの線に沿つて紛争解決のためにどういふ努力をなさつたか、これを私はききよう総裁にお聞きしたいと思ふのであります。

○阪田説明員 民間賃金と公社職員の賃金との格差と言つておる問題でございますが、これにつきましては、池田総理と太田総評議長との会談云々といふ話もございまして、さういふ話もございまして、専売公社法なりそれ以外の法律に公社の職員の給与を定める基準としてきめておられるもの一つに、民間賃金の水準、こういうものとバランスをとつていくのだといふことがはつきりきまつておるわけでございます。まして、いわば当然のことであらうと私も考へておるわけでありまして、ただ、さういふ原則は、はつきりしておるわけでありまして、具体的に民間賃金と公社職員の賃金との格差の比較をどういふふうな方法でやつていくかといふことになりまして、これは現在技術あるいは考え方としてもなかなかむずかしい点があるわけでありまして、また同時に資料として十分現段階においては整理されたものはないといふこともあると思ひます。なかなかむずかしい問題でありまして、いろいろまたその解釈、考え方が違つてくるということも当然起こる可能性もある問題であります。その辺が私どもが団体交渉等をやりまことにあたりまして一番問題になる点であらうと思ひます。今回の新賃金問題の交渉にあたりまして、公社の主張といたしましては、当時の事情といたしまして、公社職員と民間職員との間の格差は、いろいろ資料を参考といたしまして、大体においてないといふ主張でございます。ただ初任給の点におきましては、これは民間賃金あるいは公務員の初任給等に比べまして、ものによりましては劣る面がありますので、その点を中心とした給与の改訂をやる、こういうことを申し上げておつたわけでありまして、ただ、さういふ団体交渉あるいは調停、仲裁の過程におきまして、御承知の春闘といひますか、さういふふうなことで民間の賃金におきましては、団体交渉をしておりまして当初における状況が民間賃金とバ

ランスがとれておることでございます。まして、民間のほうが上がつてくれば、これはバランスがとれなくなるわけでございます。しかしさういふ点、民間賃金の全体としてどういふところにおきまるといふ帰結がはつきりいたしませんので、さらばどの程度まで公社の職員の給与をさういふ民間の引き上げに比準して上げていくべきかといふ点につきましては、公社としては積極的な意見は申し上げませんが、向こうが上があればこちらも上げて比喩をとつていく必要があるといふことは公社としても申し上げておつたわけでありまして、公労委の今回の裁定におきまして、さういふ点が考慮に取り入れられました。今回の裁定が出ておるといふふうに私も実は考へておるわけでありまして。

○平林委員 今度の賃金紛争の当初にあつて、専売公社が民間賃金との比較において格差がないといふ見解に立つて、きわめて徹々たる回答を出されたことはよく承知しております。しかしその後におきまして、池田総理と太田総評議長とのトップ会議におきまして、民間賃金との格差是正に努力をするといふことは、お互いに民間賃金との格差のあることを認識して、またその認識に立つて格差是正に努力をするといふ取り決めが行なわれたものと理解するのが正しいと思ふのであります。そこにおきまして、専売公社も、政府の最高責任者である総理の意向を受けて、新しい観点で――資料はいろいろ資料がございまして、資料のとり方でも議論がありまして、けれども、少なくともこの争議を回避するといふ政治的な手段として行なわれた

結論に對しましては忠実でなければならぬ。いまお話を伺いしますと、その後においては専売公社としては積極的な結論をお持ちにならなかったというようにお聞きするのでございますけれども、さうでございませうか。

○阪田説明員 ただいまの民間企業との格差は正に正々としての池田総理と太田議長のお話は、直接には私も存じていないわけでありまして、これはもちろん実態が究明されていないわけでありまして、格差があるというわけはこれを是正しよう、こういうお話だつたと私も申上げておるわけですが、それで先ほど申し上げましたように、団体交渉等の過程におきましては、民間賃金で二、三賃上げの決定を見たものもございましたが、当時は全体から見ますればまだきわめて少数のものしか賃上げの最終決定に至っておりませんし、また全体としてそういうものがそろいましたときにどういう形になるかということもつかみにくい情勢でありますので、公社といたしましてはそれとバランスをとる必要は認めておりましたが、具体的な提案としてどの程度の是正をすべきかという数字は出しておらなかった、こういう趣旨で申し上げたわけでありまして。

○平林委員 この件についてはむしろ内閣の責任者である池田総理の責任の問題にかかっていると思ひますから、これ以上申し上げません。ただ私、總裁にお尋ねしておきたいと思ひますことは、民間賃金との格差は正に努力をするということとは、その具体的な内容に入りまうと、どういうような民間と比較をするか、比較する民間の企業の規模はどの程度と考えるか、そして

こまかい内容の検討に入つて具体的な格差はどうあるかというふうに分析をしていかなければならぬと思ひます。同時に、先ほど専売公社總裁がお話になりましたように、専売公社法には、絶えず民間賃金との比較、そのバランスをとつて公社職員の賃金をきめるといふ法律の規定がございまして、当然公社としても一定の御見解をお持ちだらうと思ひます。総理大臣が太田総評議長と約束するしないにかかわらず、公社自体としては民間企業のどの程度の規模と比べておるか、どの程度の規模が妥当と考えるか、この点については一定の御見解をお持ちにならなければならぬはずであります。私はその点についてどういう見解に立つておられるかということをお聞きしたいと思ひます。

○阪田説明員 民間企業と公社と比較いたします場合にどういふ方法で比較をすべきかという点は、先ほど申し上げたと申し上げましたが、かなり理論的にまた実際のにもむづかしい面があるように思ひます。ただいま民間の比較対象となるべき企業の規模の点につきまして主としてお尋ねがございまして、どういふ業種と比較するかといったような問題、あるいはどういふ職種と比較していけばいいのかといったような問題もあると思ひます。それから比較のしかたにつきましても、ただ平均賃金と比較するということだけでは、これはあまり意味のないように思ひますが、一方から言ひますと、たとえば年齢構成をウェイトに入れた比較をする、あるいは勤続年数でいくとか、あるいはもっとこまかく入りまして、職種といひますか、仕事その

ものの比較によつていくほうがなお妥当ではないか、いろいろさういふたような問題があるわけでありまして、ただ現実には比較いたします場合には、やはり資料がなければ比較するといひましても意味がありませんわけです、結局、現在ある職種の資料をいろいろとりまして、それによつて比較する。それを参考にして、ある程度の見当をつけてやつていくという以外方法がないのではないかと申しておるわけでございますが、そういう意味におきまして、公社といたしましては、大体毎年さういふ方法でやつておるわけでありまして、労働省の毎月勤労統計——毎勤と普通といつておりますが、事業規模五百人以上といふようなものをつつてやつております。そのほか賃金実態総合調査、三十六年四月に行なつたものでございまして、これにつきましても企業規模十人以上、あるいは、千人以上と申したところをどうも参考にしておりました。それから東洋経済の統計月報につきましても、企業規模五百人以上といふようなものをつつておるわけでありまして。

労働組合のほうでは、専売事業といふものは非常に大きな規模の企業であるから、さういふ何百人以上といふたようなとり方は間違つてゐるので、民間の個別的な非常に大きな企業をとつてきて、それとベースを比較すべきではないかといふようなことを主張しておりました。さういふことも参考にしてやつてみることも必要ではありましようが、しかしこれをもつて直ちにそれと比較して結論を出すべきものではないといふふうには私どもとしては考へておるわけでありまして、何ぶんにも資

料が十分でもありませんし、また比較のしかたにつきましても問題のある点であります。なかなかびつたりした、これでいけば間違いないといひますか、理論的にも実際のにもいいといひます。さういふ方法はむづかしいわけでございますが、現状ではさういふふうにいましておるわけでありまして。

今度の公労委が仲裁裁定にあたりました、主として参考とされましたの、全産業、企業別百人以上といふたようなものを参考にしたように承つたわけでありまして、その点につきましては、さういふ比較のやり方といひましては、公社としては、それはいい悪いという問題ではなくて、資料が乏しいわけでありまして、さういふものが妥当と見られてこれによられたと思ひますが、私どももいたしましては、さういふ方法がさういふことにつぎましては、今後も十分に研究を續けていきたいといふふうに考へております。

○平林委員 私は、いま總裁がお話になりましたように、専売公社の事業規模また分布する工場の規模その他から勘案をいたしまして、従来公社が検討した大体的な参考とされておりました五百人以上の規模と比較するといふ考へ方は妥当なものだと考へておるわけですが、ところが仲裁裁定を見ますと、また昨日の予算委員会における労働委員会の兼子委員の答弁によりまして、公労委では百人規模と比較して今回の裁定を出された。組合側の主張は千人規模と比較してもらいたいといふ主張をしておりまして、その点では対立があつたわけでございますが、さういふ意味では専売公社が常々参考

し、そしてまたその調査を、また検討を續けておられた規模別から判断をいたしますといふと、今度の裁定といふ基礎は適当ではない、さう考へられるわけでありまして。ただ、私は一言だけ總裁にお尋ねしておきたいのです、組合側の主張によりまして、公社側では仲裁委員会におきましても、さういふお話をして、五百人規模の民間企業と比較するのが大体適当ではないかという見解を述べておられるといふのでありますけれども、そのことはいかがでしようか。

○阪田説明員 この点につきましては先ほど申し上げましたように、民間企業と比較する方法といひますか、方法論につきましてもいろいろむづかしい問題があるわけでありまして、さういふ意味で各職種の資料を参考にさういふことでもありまして、確かにいまお話しした調停委員あるいは仲裁委員会の過程におきまして、公社で五百人以上の規模のものと比較をした資料といふものは出してあります。しかしそれが直ちにそれで結論がさうあるべきだと主張をいたしたわけではありません。

○平林委員 専売公社で五百人規模と比較してこれといふように強調したといふことをお尋ねしておりました。しかし公社が従来において、その責任者として全般を把握した上に立つて民間企業と比較をする場合には、この程度の規模といふことを参考としておられたといふことをお聞きしました。さういふことをいふことをお述べになつたと思ひます。しかるに、仲裁委員会において百人規模といふことをいきなり出してくるというこ

とは、私適當でないのではないか、そういう意味では、今度の裁定については九十日間わたる検討が行なわれたにかかわらず、仲裁委員会の結論というのはいきわめて政治的であつたということ逆の意味で私は立証できるのではなからうかと思ふのです。

そこで専売公社の總裁の今後の方向について将来の基本にもなると思ふのでありますが、今回仲裁裁定で百人規模という比較で裁定がなされましたが、裁定そのものには服するという義務が公社にはありますけれども、公社と民間賃金との比較においては、百人で今度はやるんだというふうなお考えはなさらない。またそれまで服する必要はなく、こうした問題については公社独自の見解で今後も検討をなさる、検討する必要があるとお感じになつておると私は理解するのであります、その点はいかがでしょうか。

○阪田説明員 仲裁裁定の問題につきましては、仲裁裁定の結論を出されるまでに、仲裁委員会という資料を使い、どういう考え方をなされたかというふうな問題も、実は私も伺つて、いろいろ参考にしたほうがよいと思ひますが、しかし結論としては、出ましたものについてはこれに従うといひますか、これを実施するほかないと思ひますし、またそれによつて昨年来の新賃金の問題は決定された、終止符を打たれた、こう考えるべきであらうと思ひます。しかし今後の問題につきましては、これはいろいろと、またその後の情勢の変化、したがらしまし、また当然組合側からもいろいろの要求が出てくると思ひます。そういうふうな問題の処理にあたりましては、

公社としてはもう少しさらにいろいろ研究もいたしまして、公社としての考へで組合との話し合いにも当たつてまいりたい、こう考へておるわけでございます。

○平林委員 組合側においても、また私もある程度専売公社の事業内容を承知している者として、もし民間企業と比較をする場合には、製造業とか、あるいは食品製造業とかの比較がより実態に即しておるといふ見解を持つておるのであります、こういう点は今回出された仲裁裁定の民間企業との比較、規模別にかかわらず、とらわれず、私は専売公社法に規定をする民間企業との比較においては、誤りのない方向で今後も検討していただきたいということを希望いたしておきたいと存じます。

そこで今回の仲裁裁定が三公社五現業の基準内賃金の引き上げにあたつて、国鉄、動力車には九・五%、全通、印刷などについては七・五%、専売、電電公社に対しては六・五%と、それぞれ格差をつけたというところは、相当の問題を投げかけておると思ふのであります。公共企業体等労働委員会がこのような措置をとつたことは、私の承知しておる限りではきわめて異例なことであらう。一度だけ国鉄の企業に対して四百円かの格差を認めたと、きわめて異例なことであらう。私は今日専売公社、電電公社あるいは全通、印刷、国鉄、動力車との間にこういう格差を生じたということについて、専売公社の總裁はどういう御見解をお持ちになつておるか、どうお考えになつておるか、この点をお聞かせ

いただきたいと思います。

○阪田説明員 今回のいわゆる三公社五現業の相互間の格差の問題についてお尋ねであります、私もきつた思ひましては、国鉄あるいは電電、郵政その他の公企体の給与、これは私どものほうの関係ない人さまの給与の問題でありますので、それにつきましては何ら特別に申し上げることはございせん。ただ今回仲裁裁定で各公社五現業に出された内容を拝見してみますと、いずれも民間賃金との格差を比較して、それによつて出されておりました、結果として各公社、現業の間にアップ率の差ができた、こういう形になつておるやうに思ふわけでありまして、したがらしまして、問題は公社間の格差とかいふやうな問題でなしに、民間企業との比較のしかたからあつた結果が出てきておる。国鉄と電電公社あるいは専売公社、これらを比べますと、人員構成、これは男女別、年齢別構成等において、非常な差のあることは明瞭でありますから、あつた民間企業との比較のしかたをいたします以上は、あつた結果の出ますことはむしろ当然じゃないかといふたやうな気もいたすわけでありまして、私が先ほど民間企業とのベースの比較ということにつきましては、いろいろ方法論としても考へ方としてむづかしい問題があると思ひましたのはその点でありまして、そういう点につきましては、

本になると思ひますので、その点に重点を置いて、今後もそういう意味でいろいろ研究をしてまいりたいと思ひておるわけでありまして。

○平林委員 總裁の御見解が将来に前進的な意味で改善されていくことを私は心から希望します。同時に、今回は、仲裁委員会の取り上げた民間企業そのものが、大きな意味で問題を残したと私は思ふのでございせん。けれども、百歩譲れば、民間企業の賃金に対して、それぞれの企業体の賃金を近づけた、つまり一定の天井に近づけたので、いま指摘をいたしましたやうなそれぞれの裁定の内容の差が出てきたのだといふやうにも理解できるわけでありまして。ところが、私は、それならば今日までそれぞれの差があつたという理由はどういうところにあつたかといふことが問題だと思ふのであります。つまりこういう差をつけてバランスをとらなければならぬやうな違いが生じてきておつた理由は何かということでありまして。この点について、私は、企業間の格差は、職種、年齢、学歴、勤続などの諸要素、それに賃金を決定するにあつた歴史的な条件といふものがこの差にあらわれてきておつたのではないかと思ふのであります。つけ加えていへば、専売公社における労働の団体交渉の集積といふものがその差をつけてきた、いい意味の労働の間にあつた交渉の集積がその差であつたといふこともいえるのではないかと思ふのであります。ところが、公共企業体等労働委員会は、民間との賃金格差は正に名をかりて、労働の自主的団体交渉の成果まで否定をし、いい意味で、今日まで積み重ねてきた労働の成

果というものを帳消しにして、労働のよい慣行まで無為にさせた結果に實際にはなつてゐるのではないかと。私はこの労働委員会というものが、専売、国鉄、全通をはじめ、争議権のない職員団体に対して与えられた保障機関としての役割りを果たさないばかりか、むしろよい意味の団体交渉を破壊しておるといふ点で、きわめて遺憾な点を感じておるわけでございます。専売公社の總裁として、こうした問題についてはどういふ御見解をお持ちですか。

○阪田説明員 ただいま御指摘のやうに、各公社といひますか、専売公社につきましても当然さうであります、給与ベース、賃金のベースといふものは、長年にわたる団体交渉あるいは調停とか仲裁とか、そういうものもすべて含めまして、要するに長年にわたるそういうものの結果として、現在の現実のベースはできておるのであらうと思ふのであります。これからはいろいろそういう現実の交渉の結果、仲裁の結果といふものがつけ加わりまして現実のベースがきまつていく、これはむしろ当然のことであらうと思ひます。そういう意味におきまして私どももいたしましては、最初にも申し上げましたやうに、これから、第一段には労働の団体交渉の過程といふものを通じまして、専売公社職員にも、適正な、専売公社職員の仕事にふさわしい労働条件、給与が与えられますやう、私どもとしても十分努力を続けてまいりたい、かやうに考へておるわけでありまして。

○平林委員 私の指摘に対して的確なお答えをいただけてませんでしたけれども、意のあるところはわかりになる

と思うのであります。今回の仲裁委員会のとられた態度には、こうした問題も含まれておられるのであります。私は、今後労働問題に関する法律案が検討される場合は、こうした点も検討の課題に入れておかなければならぬ問題だと考えておられるわけで指摘しておきました。

きょうはあまり時間がございませんから最後に一、二お尋ねして私の質問を終わりたいと思います。

裁定の内容についてはいろいろ問題があり、この裁定に対して重大な不満を労働組合が抱いておられますことは私は無理でないと承知しております。今後、この解決のために、先ほど総裁が言明されましたように、前向きな形でその不満解消のために努力を払われるというのを希望いたしておきたいと思ひます。ただしあたり問題は、この裁定の実施にあつての原資でございます。昨日の予算委員会における質疑の中で、田中大蔵大臣は、専売公社については十五億八千万円を移流用と予備費でまかなう、あるいはまかなえらるゝと述べておられるのでありますが、この点は間違いございません。私の心配は、この結果、公社の運営にあつて、あるいはその他の事業にあつて、やはり支障が出てくるのではないだろうかと思ひますが、この際専売公社の見解を示しておいていただきたいと思います。

○阪田説明員 今回の仲裁裁定に関する予算措置といたしましては、いまお話をいたしましたとおり、大体十五億八千万程度を必要とするわけでありまして、専売公社といたしましては、現在予備費だけでも二十億円計上いたして

おります。これでも出るわけですが、その他にも移流用いたしまして、こちらへ回す余地がありますものは回しまして、大体今回の予算的な措置はいたしたいと思つております。またそれによりまして、今後の事業の執行に支障が生ずることがございませぬよう十分に注意して経理をやつてまいりたいと考えております。

○平林委員 国家予算並びに政府関係機関における予算を審議した場合には当然必要な経費を盛り込んで、その中に相当多額の金額を移流、流用するべきものと期待をされて審議されたものでないと思つておりますから、そういう意味ではむしろ正しくは補正予算を組んで善処をしていくということが専売公社としても必要であると思ひまして、この問題は後にわれわれ議論をしてまいりたいと思ひます。ただ、この公労委の仲裁委員会の裁定におきまして、財源措置については「生産性の向上その他業務改善のための公社・組合一体となった努力と関係者の善処に期待する」となつておられるのでありますが、まあ関係者とは政府あるいは大蔵省とかということ、また専売公社という意味でございませう。しかしその前段に「生産性の向上その他業務改善のための公社・組合一体となった努力」ということがうたわれておられるので、これは一体どういうことなんでしょうか、これは一体どういうことなんでしょうか。

○阪田説明員 公労委の仲裁裁定には確かにそういったような理由書の中に説明がございましてございまして、これが、まあ私どももいたしましては、こ

れは公社の事業の生産性の向上をはかつていく、業績改善のために最善の努力をするということ、これはまあ公労委から言われるまでもなく当然のことと考えておりますので、常時その努力は怠つてはならないと思つております。またこれがたまたま公社といひますか、管理者側だけでこれができる問題ではありませぬので、どうしても組合の協力を得て、労使一致してこれにやつていかなければならない問題だと心得ております。まあそういう意味におきまして、先ほど来いろいろ申し上げましたように、今後ひとつ労働使大いに話し合いをいたしまして、公社の業績を——こういうことがありませんで、生産性をさらに向上していく、業績をあげていくということにつきては今後とも十分にひとつ努力してまいりたい所存でございます。

○平林委員 私は仲裁裁定の中にこういうことを書き入れるということ自体が書かざるがななことであると思ひますし、本来こうしたことは労使の間において自主的に解決すべき問題で、財源措置として麗々しくうたうべき筋合いのものではないと思つております。そして、こういう点にも今回の裁定の内容についてきわめて不満なものを包蔵しておられるのでございまして、しかし専売公社には私に一つだけその願意を促しておかねばならぬ点があります。それは、専売公社は先般、今次紛争における措置として、労働組合の幹部組合員に対して相当大幅な処分を行ないました。その理由は一体何ですか。われわれ不満があり疑問がありまして、財源措置を生むために「公社・組合一体となった努力」が必要であると

仲裁裁定にはうたわれておる。この大幅な処分を行なつたことによつて、これがそこなわれるということになりますれば矛盾が生ずるじやありませんか。またいま公社総裁は、これからの諸問題解決のために労使が一体となつてその理解の上にやうたい、国民もまた最近のたばこ需要の状況から考えましてハイライトをたくさん吸いたたいという希望がある、これにもこたえていかねばならぬ、こういう立場から見ますと、今回専売公社が行なわれた処分の断行ということは適當でないように思われます。そこで一体こういうことをおやりになつた理由は何か。いわんや今国会は御承知のようにILOの条約八十七号の批准の問題をめぐつて国会としての結論がいま出されようとしております。こうしたときにこれらの処分が行なわれたということは、私は総裁として何かお間違ひをなさつておるのじやないかと思つておられます。その理由、またたいては指摘した諸般の事情から見て矛盾をしておると思ひますが、それについてお考えを示していただきたいと思います。

○阪田説明員 先般、今回のいわゆる春闘の過程におきます労働組合の行為につきまして処分を発令いたしましたわけでございますが、これにつきましては労使いろいろ話し合いをしていく、交渉を持つてまいりますというところ、これはまあ進めるわけでありまして、同時にまたそういう労働組合のいわゆる闘争と申しますか、そういう過程におきまして就業規則に違反するような行為があつた、そのため専売公社の事業の執行を阻害したという場合には、そ

れはそれとしてやはり相応の処分をすることが、これはまあ當然であると私もは考えておるわけでございます。今回の、昨年来の交渉の過程におきます争議行為につきまして詳細に調査いたしました結果、これは何も好んで処分をいたすわけではありませぬが、やむを得ないと思ひますものにはそれぞれ相応の処分をいたしたわけでございます。これによりまして労使相互間お互いに主張するところを述べ合つて交渉していく交渉過程におきまして問題を解決していく、こういったような考え方につきましては私何ら変わりはないところでございまして。

○平林委員 私は最近労働組合側が国民の要望にこたえてハイライトの増製のために年間百数十時間の超過労働を行なうということについて、暫時公社と協力し国民のサービスのためにつとめておるといふ実情を承知しております。そういう努力は重ねておるのであります。しかるに今回こういう処分が行なわれたということは、公社のおとりになつた態度というものは——いろいろな事情があるかもしれませんが、しかし時期的に見て、そうしてまた現在の労使関係から見てもあまりにも機械的、あまりにも従来とってきたことを安易に繰り返すやり方、その間において将来の専売公社の運営について思ひをいたす点にいささか欠ける点があつたのではないかと、賢明な専売公社総裁初め首脳陣がおる方々にしてはへたなことをやつたと思つておられるわけでありまして、平林の言うておることはおおよそ常識じやとお感じになつておると思つておられるのでありまして、そういう意味に

おいては専売公社はどうかひとつ今回の措置につきましていろいろの検討をなさつて、妥当な線に落ちつけるようになお努力をしてみたいということを希望したいと思うのであります。

きようは十二時までという約束でありましたが、若干時間が超過したことを委員長におわびをいたしまして、私の質問は、公社総裁に対する希望を添えまして終わりたいと思う次第でございます。

○山中委員長 残余の質疑の通告者は次会に譲ります。

次会は、明三日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十九分散会

大蔵委員会議録第二十三号中正誤

八	段	行	誤	正
五	一	七	まだまで	まだまだ
一	三	三	ことになりな	ことになり
一	四	三	当行	発行
四	一	七	驗算	檢算
五	三	他	他日	他日
四	四	轉	輕減	輕減

大蔵委員会議録第三十八号中正誤

八	段	行	誤	正
一	四	三	大野伴陸君	中村幸八君
			紹介	外一名紹介

昭和三十九年六月六日印刷

昭和三十九年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局